

# 環境影響評価書の概要

—東京都東尾久浄化センター建設事業—

平成 2 年 12 月

東 京 都

## 1 総 括

### 1.1 事業者の氏名及び住所

氏名 東京都 公営企業管理者 下水道局長 寺川重和  
住所 東京都千代田区丸の内三丁目8番1号

### 1.2 対象事業の名称

東京都東尾久浄化センター建設事業（公共下水道の終末処理場の設置）

### 1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、隅田川の水質保全及び東京湾の富栄養化防止対策の一環として、三河島処理場の二次処理水を、さらに浄化する施設（高度処理施設）を建設するものである。

本事業の概略は、表1.3.1に示すとおりである。

表 1.3.1 対象事業の概略

項目	内 容	備 考
建設予定地	東京都荒川区東尾久七丁目	
敷地面積	約 7.4 ha	
用途地域	工業地域	
計画処理水量	約 800,000m <sup>3</sup> /日	
着工予定年度	平成2年度	砂ろ過施設は平成7年度に稼動予定
竣工予定年度	平成17年度	

#### 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

東尾久浄化センター建設事業の実施による、周辺環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1.4.1 に示すとおりである。

表 1.4.1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1 大気汚染	工事用車両の走行及び建設機械の稼動に伴う排出ガスによる大気質濃度は、一酸化炭素・二酸化窒素とも環境濃度に対する影響割合が極めて小さく、環境に及ぼす影響は軽微であると考える。
2 悪臭	浄化センターの稼動による臭気は、悪臭の発生しやすい施設に脱臭設備を設ける等、悪臭防止対策を実施することにより、法令の基準値を十分に下回る。したがって、周辺環境に影響を及ぼすことは、ほとんどないと考える。
3 騒音	<p>建設作業騒音は、仮囲いを設けることにより法令の基準値を下回り、さらに工事は昼間に限り、かつ、低騒音の機械及び工法で行なうことから、環境への影響はほとんどないと考える。</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、環境基準値を下回り、さらに、工事用車両の走行が昼間に限られることから、周辺環境への影響はほとんどないと考える。</p> <p>浄化センター稼動時の事業所騒音は、夜間においても法令の基準値を下回るので、周辺環境への影響はほとんどないと考える。</p>
4 振動	<p>建設作業振動は、法令の基準値を下回り、さらに、工事は昼間に限り、かつ、低振動の機械及び工法で行なうため、影響はほとんどないと考える。</p> <p>工事用車両の走行による道路交通振動については、増加するものの、その振動レベルは、人が感じない領域のものであり、さらに、工事用車両の走行が昼間に限られるため、周辺環境に及ぼす影響はほとんどないと考える。</p>

予測・評価項目	評価の結論
5 水質 汚濁	<p>吐口工事時は、汚濁拡散防止膜の設置及び濁水を沈殿処理して公共下水道に送水する等の、汚濁防止対策を講じることにより、濁水の流出はわずかであるため、影響は軽微であると考える。</p> <p>稼動時は、三河島処理場の二次処理水を高度処理することにより、隅田川の水質はBOD・SS・T-Pの各々が改善され、また、T-Pの放流負荷量を現況の約半分とすることにより、東京湾の富栄養化防止に寄与する。このため、環境に及ぼす影響は良好なものと考える。</p>
6 地盤沈下	<p>透水性の高い山留め工法等を採用することにより、地下水を揚水しないため、圧密沈下は生じず、また、山留め壁の変位は極めてわずかである。そのため、環境に及ぼす影響は軽微であると考える。</p> <p>また、送水管のシールド工事では、適切な工法を採用することにより、地盤沈下は極めて少ないため、環境に及ぼす影響は軽微であると考える。</p>
7 植物 動物	<p>植物については、工事の実施により、予定地内の現況の草地は消滅するものの、完成後は緑化計画によって約半分は緑化されるため、影響は軽微であると考える。</p> <p>動物については、工事の実施によって予定地内は生息困難となるが、完成後は、緑化計画により多様な生息環境が創出されるため、影響は軽微であると考える。</p> <p>また、予定地外の湿地等は、工事中、完成後とも本事業による改変はないため、植物・動物に及ぼす影響は軽微であると考える。</p> <p>隅田川の水生生物については、高度処理水を放流することにより水質が改善されるため、水生生物に及ぼす影響は良好なものと考える。</p>
8 景観	<p>地域景観の特性の変化は、敷地の約半分を都立公園として上部利用し、他の部分にも、緩衝緑地を設ける等、周辺の環境整備事業と調和した緑豊かな景観の創造に寄与するため、環境に及ぼす影響は良好なものと考える。</p> <p>また、眺望の変化は、予定地の近傍及び近景域で生じるが、都立公園等の周辺環境整備事業と調和した緑豊かな眺望であるため、環境に及ぼす影響はないと考える。</p> <p>圧迫感は、計画建築物の高さが周辺の中低層市街地と同程度であり、また、緩衝緑地等を設けることから、環境に及ぼす影響はないと考える。</p>

## 1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表1.5.1に示すとおりである。

表1.5.1 評価書案の修正の概略

修 正箇 所	修 正事 項	修正内容及び修正理由
5 現況調査、予測及び調査	騒音	東京都公害防止条例に基づく指定建設作業に係る騒音の勧告基準の改正に伴い、その基準にあわせた措置を行った。
	振動	予測方法の手順を示すフローシートの追加等、記述を修正した。
	植物・動物	東京都公害防止条例に基づく指定建設作業に係る振動の勧告基準の改正に伴い、記述を修正した。
	その他	現況調査に既存資料を追加した。
7 環境保全のための措置		建設残土の利用について検討する旨を追加した。